

「取引所取引専門部会」設置要綱

平成 18 年 4 月 21 日
証券市場 B C P 協議会

1. 設置の趣旨

取引所市場における売買及びその清算、決済について、有事の際にも可能な限り継続できる体制の構築並びに一時的に継続が困難となった場合に可能な限り早期に再開できる体制の構築及び関連情報の集約・還元・提供を図る体制の構築に関して必要な事項の検討を行うため、証券市場 B C P 協議会の下部機関として、標記専門部会を設置することとする。

2. 組織体制

- (1) 本専門部会は、証券取引所、取引所取引清算機関、取引所取引現物決済機関、取引所取引資金決済機関及び取引所市場への参加者である証券会社の実務担当者から選任した委員により構成する。
- (2) 本専門部会の人数は 12 人程度とする。
- (3) 本専門部会には、部会長 1 名及び副部会長 1 名を置く。
- (4) 本専門部会には、部会長の判断により必要に応じてオブザーバーを置くことができる。
- (5) 必要に応じて証券市場 B C P 委員会を開催し、他の専門部会との調整を図ることとする。

3. 検討項目

本専門部会は、次の事項について検討を行うこととする。

- (1) 証券取引所、取引所取引清算機関、取引所取引現物決済機関及び取引所取引資金決済機関の B C P の現状と課題
- (2) 災害等により、取引所市場における売買又はその清算若しくは決済に障害が生じた場合における約定の取扱い等のルールの明確化
- (3) 災害等発生時の取引所市場における売買及びその清算、決済に係る情報の集約・還元・提供を図る体制
- (4) 証券取引所、取引所取引清算機関、取引所取引現物決済機関及び取引所取引資金決済機関におけるバックアップ体制
- (5) その他検討を要する事項

4. 事務の所管

本専門部会の庶務は、株式会社東京証券取引所が担当する。

以 上